

# 40条 記載例

(別記様式第5の5)

別記様式第5の5 (第19条関係)

指定要件に関する宣言書

令和〇〇年〇月〇日

いわき市長 内田 広之 様

株式会社〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇 〇〇

法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

当社は、東日本大震災復興特別区域法第40条第1項に規定する指定を申請するに当たり、東日本大震災復興特別区域法施行規則第17条各号に掲げる指定法人の要件に該当することを宣言します。

## 《重要》

### 東日本大震災復興特別区域法施行規則第17条各号に掲げる指定事業者の要件

- ① 「サンシャイン観光推進特区」の認定の日（H24.11.13）以後に設立された法人であること。
- ② 「サンシャイン観光推進特区」に記載された事業のみを行う法人であること。
- ③ 「サンシャイン観光推進特区」で定められた特定復興産業集積区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であること。
- ④ 再投資準備金を積み立てようとする事業年度又は連結事業年度において、「サンシャイン観光推進特区」に定める特定復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと。
- ⑤ 指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価格が3億円以上（中小企業者等は3千万円以上）であること、又は3億円以上（中小企業者等については、3千万円以上）になると見込まれること。
- ⑥ 東日本大震災の被災者である労働者を5人以上雇用し、かつ、支給する給与等の支給額の総額が1千万円以上であること。
- ⑦ 指定に係る復興推進事業（産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業）を行うことについての適正かつ確実な計画を有すると認められること。
- ⑧ 指定法人事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること。
- ⑨ 指定に係る復興推進事業が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。
- ⑩ 指定に係る復興推進事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。